

要保存

風水害などの「警報」発令時における児童の安全確保について

風水害などの「警報」発令時における児童の安全確保につきまして、大雨警報、洪水警報における登校・休業の措置を次のようにしますので、ご理解の上、ご協力お願いいたします。

※ 発令地域が、横浜市内（神奈川全域、神奈川県東部、横浜・川崎）の場合の措置です。

※ 各家庭において、テレビ・ラジオなどにより、情報を正確に把握して判断くださいますようお願いいたします。原則として風水害に関する休校について当日のメール配信はしておりません。また、電話での問い合わせは、ご遠慮ください。

警報の種別	発令の時刻・時間	登校・休業の措置	給食
暴風警報 大雪警報 暴風雪警報 降灰警報	午前 6 時の段階で発令中	「臨時休校」	全市一斉に中止
	登校後に発令された場合	保護者引き取り	校長が判断します
<small>暴風警報を伴わない</small> 大雨警報 <small>や</small> 洪水警報	午前 6 時の段階で発令中	平常授業	あります
	登校時に発令された場合	平常授業	あります
特別警報 <small>(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)</small>	警報の発表を待たず一斉休校となる場合があります。 教育委員会が対応を決定し、各学校あてに通知します。		
<small>台風接近により、</small> 市内鉄道 会社全社 ^{※1} が 計画運休 を <small>実施する場合</small> ^{※2}	計画運休の実施が判明した場合	「臨時休校」	全市一斉に中止

※1 市内鉄道会社全社…JR線、東急線・みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン

※2 午前6時の段階で警報が解除されているにも関わらず、鉄道会社の運行再開のめどが立っていない場合でも同様の扱いとします。事前に計画運休が判明している場合、メール配信等で周知します。

- 「暴風警報」「大雨警報」が発令されていなくても、ご家庭が登校に支障があると判断された場合は、登校を見合わせてもかまいません。その場合、欠席扱いにはなりません。（電話連絡可）
- 気象警報発表状況の確認方法
 - ・テレビのデータ放送（リモコンのdボタンから各局の天気の情報でご確認いただけます。）
 - ・横浜市ホームページ（<http://www.city.yokohama.jp/>） → 「防災情報」
 - ・横浜市水防災情報ホームページ
- 放課後キッズクラブの対応について
放課後キッズクラブの配布資料をご確認ください。